

非常変災時における措置について

1. 「大雨、暴風、大雪等に関する特別警報」または「暴風を含む警報」が発表された場合の措置

- (1) 午前7時（前後することがあります）において、滋賀県甲賀地域下に上記警報が発表中の場合、臨時休業となり、原則として学校からの連絡はいたしません。
■暴風警報以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、下記2によって対応します。
- (2) 登校後、上記警報が発令された場合、終業時刻を繰り上げて下校させることがあります。状況に応じて、保護者様に児童の緊急お迎えをお願いする場合があります。《ダッシュボード用お迎えカードと緊急お迎え用の地図を用意しました。緊急時は、これに基づいてお迎えをお願いします。お迎えしただけ可能性のある方に渡しておいてください。》
この場合は、雲井安全メールとアイコムこうかにて連絡します。

2. その他の警報等における措置

- (1) 下記の場合、本校独自で「臨時休業とする」「始業時刻を繰り下げる」「終業時刻を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。
 - ① 暴風警報が必至と判断される場合
 - ② 大雨・洪水・大雪等の警報であっても危険が予測される場合
 - ③ 信楽高原鉄道及び高原バスの運休が予想される場合
- (2) この措置をとる場合は、雲井安全メールとアイコムこうかにて連絡します。状況に応じて、保護者様に児童の送迎をお願いする場合があります。（緊急お迎えの要領で）

3. 警戒レベル4(避難勧告・避難指示)の発令時における措置

- (1) 午前7時において信楽中学校区内で警戒レベル4(避難勧告・避難指示)が発令中の場合は、臨時休業となります。

4. 地震発生時の措置（5弱以上で臨時休業）

- (1) 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、通学路や学校施設等の安全確認のため市内全小中学校は臨時休業です。

5. ご家庭での安全指導について

- (1) 強風や大雨の際の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、雨や風が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。危険防止について、地域や児童の実態に即した適切な注意や助言を与えてください。
- (2) 警報・注意報等の悪天候の時、児童が遅刻・早退をする場合は、平常以上に学校・担任と連絡を密にしてください。

6. お願い

- (1) 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- (2) 通学路等、危険箇所が発生したり、事故に遭ったりした場合は、速やかに連絡ください。
- (3) 非常変災と学校行事や学年行事が重なった場合、急な変更を余儀なくされる場合があります。予測できそうな場合は、事前に変更の連絡をさせていただきますが、急な場合は雲井安全メールとアイコムこうかにて連絡します。

【この文書は、今後の非常変災時に必要となりますので、1年間大切に保管してください。】